

2022 年度環境政策論 I レポートについて

【提出期間】

7 月 26 日 (火) 0 時 ～ 8 月 2 日 (火) 23 時 59 分

【字数制限】

1 問につき 1,200 字以内(表、グラフ、注、参考文献リストなどはこれに換算しない)

【問題数】

5 問必須解答

※選択式ではありません。5 問すべてに解答して下さい。いずれかの問題に解答しない場合は該当の問題の得点が 0 点になるので、注意して下さい。

○ 試験場での試験ではなく、レポートで、相当の時間を与えられているのですから、何を参考資料にしてもかまいませんが、自分で考えたことが分かる論述を展開し、＜これで合格するだろう＞程度のレベルではなく、自分で書けるベストの論述を提出してください。いわゆる＜copy and paste＞は厳禁です。引用には出典を明記してください。必要なら、多少の表、グラフ等を挿入してもかまいません。そのさい、これらは字数に含まれません。

環境政策論Ⅰ レポート課題

高橋康夫

我が国は、戦後の高度成長期において、深刻な公害問題を生じ、それを解決するための様々な対策を講じるという経験をしたが、その過程において、問題を深刻化させた要因、及び対策において重要な役割を果たしたと考えられる要因について、論じること。そして、これらの経験を、現在の重要課題である地球温暖化問題の解決に向けて、どのように活かしていけば良いと考えるか。(1200 字以内)

レポート課題（岩田元一）

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会を作るためには、廃棄物を資源として有効利用することが重要になります。

その観点で、あなたが、「ごみとしてそのまま焼却したり埋め立てたりするのはもったいない」、「既にリサイクルの仕組みはあるけど、別のやり方があるのでは」などと気になっている物を一つ挙げ、その廃棄物としての処分量を社会全体^{<注>}として削減するための対策を提案してください。

レポートは、下記（１）～（４）の各項目に対応する形で記述するものとします。

<注> あなた個人が自主的に一人で行う取組を問うていたのではないという趣旨で「社会全体」としたものです。日本全国や海外を含めた広域的な対策でも、市町村内や大学内など一定の地域を対象とした対策でも、地域とは無関係に一定の条件の人々を対象とした対策でも結構です。

（１）対策が必要と考える物

[プラスチック、食品、衣類などといった大きな区分でも、おもちゃ、紅茶のティーバッグ、Ｔシャツなど、より小さな（具体的な）区分でも可。]

（２）資源の有効利用の観点からの問題点

[上記（１）で挙げた物について、どのようなことが資源の有効利用の観点から問題と考えるのか説明してください。既にリサイクルの仕組みがあるものについては、現在の仕組みの問題点を記述してください。]

（３）資源の有効利用を推進するための対策

[上記（２）で示した問題点を解決するための対策を提案してください。対策としては、このような法制度を設ける、メーカーや販売店と消費者との間でこのような仕組みを作る、廃棄物処理業者との間でこのような契約を結ぶ、このようなビジネスを立ち上げる、などといったものがあるかもしれません。]

（４）課題と対応方法

[上記（３）で提案した対策を実現させる上で想定される課題とその対応方法を記述してください。課題としては、このようなことに膨大な経費がかかる、このような理由で関係者の協力を得るのが簡単ではない、このような制限をしている規制に抵触する恐れがある、などといったものが（一つ又は複数）あるかもしれません。想定される課題を挙げた上で、そうした課題への対応方法も考えてください。]

レポート課題（小野田講師）

SDGs が対象とする幅広い環境・社会課題を統合的に解決するために、政府（国／自治体）、企業、市民社会はそれぞれどのような役割を果たすべきか、ご自身の考えを書いてください。その際、講義で用いた資料も踏まえて、幅広い環境・社会課題とは何か、取り組みを進めるために重要と考える視点についても説明すること。（本文で 1200 字以内、図表や参考文献はカウントしない）

環境政策論Ⅰ 課題

井田

講義の中で取り上げたさまざまな環境問題から自分が興味を持った問題を一つ取り上げ、それについて「自分が●●だったら、こんな対策を取る」とい形で、問題解決の手段を考えてください

●●は、例えば国連事務総長、国際機関の長、総理大臣、環境大臣、政治家、自治体の首長、●●会社の社長、NGOのメンバー、一般の消費者、学校の先生、コンビニの店長など何でもかまいません

分量は最大1200字(参考文献、参照した資料を記載する場合は、それを含まない)とします

環境政策論 I 2022 年度・学期末試験

(レポート課題) <自然共生社会への取組-C>

出題 神田修二

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の前文から抜粋した以下の文について、その内容を「生態系サービス」の概念を用いて具体的に論じた上で、我が国の自然環境保全に関する法制度を少なくとも一つを挙げて、その ①目的、社会的役割、②法制度の仕組み、③あなたの考える課題について述べなさい。

(「生物多様性国家戦略 2012-2020」の前文からの抜粋)

「地球上の 3,000 万種とも推定される多様な生命は、誕生から約 40 億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応して進化してきたものです。それらは、地球生態系という一つの環の中で、つながりとその相互作用の中で生きており、多様な生態系のさまざまな働きを通じて、人間も含めたすべての生命が存立する基盤が整えられているのです。

また、多様で豊かな生物は現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます。さらに、多様で健全な生態系は、安全な飲み水や食料の確保などに寄与し、暮らしの安心・安全を支えるものとなっています。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する、こうした重要性を踏まえ、自然の理（ことわり）に沿った自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる必要があります。」

2022 年度前期 環境政策論 I〈地球環境問題の歴史と展望—B〉

学期末レポート講評 (担当講師: 高橋 康夫)

(レポート課題)

我が国は、戦後の高度成長期において、深刻な公害問題を生じ、それを解決するための様々な対策を講じるという経験をしたが、その過程において、問題を深刻化させた要因、及び対策において重要な役割を果たしたと考えられる要因について、論じること。そして、これらの経験を、現在の重要課題である地球温暖化問題の解決に向けて、どのように活かしていけば良いと考えるか。

(講評)

今回の講義では、昨年度と同様、1960 年代の激甚な公害問題への対応から始まって、都市生活型公害、有害化学物質問題や環境アセスメント、そして地球環境問題と、環境行政を時系列的に俯瞰しています。その上で、期末レポートの課題として、昨年度は現下の喫緊の課題である地球温暖化問題に絞って出題しましたが、今年度は、我が国の公害問題への対処の歴史・経験を踏まえて、それを地球環境問題の解決にどう活かしていくかとの課題を設定し、深刻な公害問題と地球温暖化問題の対処にあたっての共通点と違いを踏まえた考察を期待しました。

まず、戦後の高度成長期の公害問題を深刻化した要因については、重工業を中心とする復興のため経済が優先されたこと、拠点開発政策によって全国各地に工場の集積がみられたこと、その中で、水俣病の例に典型的にみられたように、工場側も原因をなかなか認めず、食物連鎖における汚染物質の濃縮化を含めた科学的知見の不足も相まって、原因の特定と対処までに長い年月を要してしまい結果として多くの被害者に多大な苦痛を与えることになってしまったことが指摘されました。

深刻な公害問題への対処として、多くの方が重要な要素として指摘されたのが、1970 年のいわゆる「公害国会」の翌年の環境庁の設置により、公害対策についての国レベルの法制度・組織の整備が図られたことが大きなステップであったという事です。同時に、その背景として、多くの地方自治体が、工場との公害防止協定をはじめ、先駆的な取り組みを行ったこと、公害問題に対する国民的関心が高まり、市民運動も多く行われるなど、公害対策の抜本的強化に対する国民的合意が形成されたこと、企業側も政府の支援策等を受けつつ、公害防止施設への投資などを積極的に行った事など、社会のすべてのステークホルダーが一致して取り組んだ事が重要であるとの認識が広く示されました。

さて、上記のような公害対策の経験を、現下の重要課題である地球温暖化問題への対処に如何に活用していくか、という論点がレポート課題の後半ですが、これについては、多くの方が課題の前半で紙面を費やしてしまい、突っ込んだ考察が出来ていない傾向があったのが、少々残念でした。

まず、公害問題と地球温暖化問題の相違点として、前者が加害者と被害者という構造が比較的明確であったのに対して、後者においては、市民を含めて被害者であると同時に加害者であるという点に難しさがある、という指摘がいくつかあり、この点は重要であると思います。加えて、公害問題は、基本的に目の前で被害が生じるのに対して、地球温暖化問題は、現在でも異常気象の頻発など被害が目に見えて来ていますが、現時点での温室効果ガスの排出が将来の世代において更に温暖化が進行する要因となり、被害が甚大化するという世代を超えた影響、更には国境を越えて、特に社会的経済的に脆弱な途上国、最貧国に深刻な被害が生じるという点が重要な要素となります。

多くの方が、公害問題で効果を発揮した、国による法整備、基準の設定が重要との指摘をされました。地球温暖化においても、2020 年のカーボンニュートラル宣言に見られるように、国による長期的な方針、明確な数値目標の設定が極めて重要であることはその通りです。ただし、温室効果ガスは、産業部門、運輸部門、業務部門、家庭部門とあらゆるセクターの活動に起因することから、公害問題のように、主として企業を対象とした排出基準等による規制という手法には限界がある点も十分認識する必要があります。「カーボン・プライシング」に代表される経済的手法など、より社会経済活動に幅広く浸透する手法が重要となります。

また、公害問題、地球温暖化問題の両者に共通する視点として、国民的合意、地方自治体の役割についても、多くの指摘があり、極めて重要な視点です。

国民の感心、国民的合意という視点については、公害問題が激しかった当時と比べて、現在の地球温暖化への関心はまだまだ低いのではないかと指摘が複数ありました。国民の関心度について、両者を比較する明確なデータは持ち合わせていませんが、今後の地球温暖化対策を考えるうえでも重要な視点であると思います。上記にあるように、地球温暖化は全ての人が被害者であると同時に加害者であるわけですが、同時に、深刻な被害を受ける人が、将来世代であったり、遠い途上国の人であったりということで、加害者である我々にとって被害の重さが十分実感できないという面があります。このため、温暖化の影響の深刻さをより分かりやすく説明するような情報提供や教育が重要ですし、最近世界的に盛り上がりを見せているように、ユース(若い人々)

の積極的な政策関与を促すという観点も極めて重要であると考えます。

我が国の公害対策の歴史において、地方自治体の先進的・積極的な取組みは不可欠なものでした。このことは、今後の地球温暖化対策においても、重要な要素となると考えます。勿論、地球温暖化問題は、国際的に取り組むべき課題であり、エネルギー政策とも重要な関係があるものですから、政府レベルのイニシアティブが不可欠であるのは当然ですが、国民一人一人を含めて、社会の広範なステークホルダーを巻き込んで対応していくためにも、身近な地方自治体の積極的な取組みが果たす役割は極めて大きいと考えられます。

既に、国内においては、758 自治体(2022 年 7 月 29 日時点)が 2050 年までの二酸化炭素排出実質ゼロを表明しており、表明自治体総人口は約 1 億 1,852 万人に達しています。政府でもこれらの自治体に対する支援を強化し、「脱炭素ドミノ」を全国に広げていく方針を打ち出しています。これらの政策は、我が国においてこれまで培ってきた、環境政策分野における政府と地方との連携・協力の実績が基礎になっているものと考えられます。そして、地方自治体によるゼロ・カーボンに向けたイニシアティブは、市民が温暖化問題を自分事化するとともに、ゼロ・カーボンに向けた取組みを、単なる脱炭素にとどまらず、過疎化、高齢化を含めた様々な地方の課題を同時に解決して、持続可能で豊かな地域社会を形成していく取組みとして発展させて行くことが重要であると考えます。

(以上)

1. 出題の意図

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会を作るためには、廃棄物を資源として有効利用することが重要になります。今回のレポートは、そうした観点で問題があるのではと気になっている物を一つ挙げ、その廃棄物としての処分量を社会全体として削減するための対策を提案することを課題としました。

したがって、単に既存の資料をまとめるのではなく、根拠となる情報に基づいて自分の考えを論理的に記述することが必要になります。(いわゆる説明型や報告型ではなく論考型や論証型に区分されるレポートということになるでしょうか。)

身近な存在である「ごみ」に関しては、みなさんが日頃から何かしら問題意識を持っているはずで、自分の考えをまとめてレポートを作成することは比較的容易かと考えました。

2. 提出されたレポートの傾向

提出されたレポートで取り上げられた「対策が必要と考える物」としては、プラスチック(全般)、食品(全般)、衣類(全般)の3種類が多く、家電製品(全般)がそれらに続きました。逆に、少数が挙げた物には、ピザの油がしみ込んだ紙の箱、コンタクトレンズの空き容器、教科書、部活動で不用になった運動用具などがありました。

一般的な傾向ですが、プラスチック、食品等、おおくくりの捉え方をしたレポートでは、問題点や対策も「概要」のようなものになり、そのため、自分の考えが出にくくなっているように見受けられました。一方、より具体的な物に着目したレポートでは、問題点等もより具体的に提示でき、全体として書き手の主張が明確なものになっていました。

なお、今回最も高く評価したレポートは、ある製品の廃棄後の有効利用について、メーカーの取組の現状を調べ、それを消費者の行動に関する調査結果と比べて、そのギャップから、現在の取組の問題点を明らかにした上で、新しい対策を提案するとともに、その対策を実施する際の課題とその対応方法を記述したものでした。逆に、自分でよく考えた形跡が見られず評価が低くなるのは、例えば、食品ロスを削減するための対策として、国の取組について「SNSで広く周知する」とだけ書いているようなレポートです。

3. 若干の補足

記述内容(事実関係)が正確ではない箇所が含まれるレポートが一部ありました。自分が誤った情報を伝えていないか可能な限り確認する努力をしてください。

提出されたレポートには、比較的良い評価をしたものを含め、それぞれ指摘したい点が少なからずあります。みなさんは今後もレポートや論文を書くことになり、また、社会人になってからも様々な文章を書く機会があると思います。専門分野の論文を読むなどして、書く力の向上に努めてください。(その前に、書き方の基本(段落分け、文体の統一などといった程度ですが)ができていない人は、その勉強から始めてください。)

2022 年度 環境政策論 I

レポート課題＜国連持続可能な開発目標（SDGs）への取組＞ 講評

（担当講師：小野田真二）

●レポート課題

SDGs が対象とする幅広い環境・社会課題を統合的に解決するために、政府（国／自治体）、企業、市民社会はそれぞれどのような役割を果たすべきか、ご自身の考えを書いてください。その際、講義で用いた資料も踏まえて、幅広い環境・社会課題とは何か、取り組みを進めるために重要と考える視点についても説明すること。（本文で 1200 字以内、図表や参考文献はカウントしない）

●講評

本レポート課題は 6 月 23 日に実施した講義の内容に沿って出題をしたこともあり、皆さん比較的よくできていた印象です。

本レポート課題の前半部分の「SDGs が対象とする幅広い環境・社会課題を統合的に解決するために」では、SDGs の特徴を理解できているかどうかポイントになります。幅広い環境・社会課題は、先進国と途上国の双方を対象とする地球規模の課題がまさに SDGs の 17 ゴール・169 ターゲットに含まれています。これ加えて、SDGs に取り組む際には、国や地域の課題にも目を向けるべきというローカライズの視点も重要であり、それを踏まえた回答も見られました。重要なのは、そうした幅広い課題が相互に関連しており、個々の課題に取り組むだけでは SDGs 全体の解決には至らないという点です。言い換えれば、現在私たちが生きている社会の様々なシステムが持続可能（サステナブル）ではないために、色々な課題が色々な所で発現していると言えます。ここでいうシステムには、地球そのものや自然だけでなく、食料、貿易、エネルギー、ファイナンス、資源利用、建物等大小様々なものが含まれています。そのため、統合的な解決のためには根本原因や問題構造を考えるシステム思考は非常に重要です。また、SDGs が喫緊の課題のリストであることを踏まえれば、未来のあるべき姿から逆算して現在の取組を考えるバックキャストिंगの視点も重要ですし、一個人や一企業だけで取り組めることには限界があることから、より大きなインパクトをもたらすためのパートナーシップやコレクティブインパクトという視点も欠かせません。

課題後半部分の「政府、企業、市民社会の役割」については、SDGs に関する教育や意識向上の重要性を述べる回答が多くみられました。これは間違いではないのですが、求められる役割としては十分ではありません。国や自治体が足元から持続可能な社会を実現していくためには、将来どういう社会を作っていきたいのかというビジョンと、地域特有の課題を考慮にいたったローカライズされた目標設定が必要です（これは現在の日本に欠けている点です）。その上で、必要な支援や規制のための施策や進捗を管理するための体制を整えていくことが求められます。特にビジョンや目標設定においては、多様な意見を集めることも重要であり、それなしには各ステークホルダーの積極的な取組は引き出せないでしょう。また、国際社会

の平和や安定に資するための取組も政府に期待される重要な役割と言えます。政府が具体的な施策を推進する上では、人権の保護・尊重と不平等の是正は常に念頭にあるべきです。講義でも説明したとおり、気候変動やパンデミック等の問題は社会的に弱い立場の人により大きな影響を与えますし、環境を守るための追加的な負担は、経済的余裕のない人には耐えられず、暴動が起きるきっかけにもなります。

企業の役割については、従業員の働き方の改善や職場における男女平等のほか、自社の強みを活かして環境や社会の課題解決に貢献できる製品やサービスを開発・提供すること（共通価値の創造）が個別企業としては重要であり、そのような記述をする回答も多くみられました。また、政府が策定する法律や制度に従うといった回答もありました。検査不正や賄賂、悪質な租税回避等、現実社会では様々な問題が起きており、SDGs の取組に必要なこととして法令順守と答えることは間違いではありません。ですが法令順守は SDGs かどうかを問わず、できて当然、できていない方が問題と捉えるべき事項と言えます。より積極的に企業が SDGs に取り組む上で意識すべき点として、サプライチェーン上の人権や環境問題への対応が挙げられます。国により環境や人権保護のための制度が異なりますが、国際的にビジネスを展開する企業は、資源等の調達先の緩い基準に合わせるのではなく、積極的な人権尊重と環境配慮が行われなければなりません。そうしないと何か問題が起きた時には大きな非難を受けることになるでしょう。以上の取組を企業が進める上では、ルールメイキングへの積極的な関与も必要です。企業間の競争ルールや労働環境の整備は国や政府間で決められると考える方も多いかもしれません。ですがただ制度ができるのを待つだけではなく、同じ志をもつ企業や NGO 等と連携して積極的に政策提言を行ったり、独自の環境ラベルや環境・人権配慮基準を策定し、運用することで世の中の流れをより持続可能な方へと導くことができます。

市民の役割でもっとも目立った回答が、小さなことでも一人一人が SDGs を意識して日常生活を送るというものでした。それに加えて、SNS で取組を広げる、環境や社会によいことをする企業や政治家を応援する、市民活動に参加するといった回答もあり、市民社会に期待される行動としてはより望ましいと言えます。いずれにしてもシステム思考で問題の根本原因や構造的な要因の把握に努めることが重要です。例えば、ビーチでゴミ拾いに参加するだけでなく、そもそも何故海にはゴミがあふれているのか、どのようなゴミが何処からきているかの原因まで遡り、その上でライフスタイルの見直しや SNS での情報発信等を行うことが期待されます。

SDGs について政府、企業、市民が持つべき共通認識としては、これまで当たり前のように過ごしてきた世界が持続可能な状態ではなく、人類社会が破滅の道に向かっているという事です。地球環境の限界内で、世界に住む一人一人が良い生き方を送れるようにすること、そのための相当な努力が必要です。

以上

皆さんが書いてくれたレポートをいずれも非常に興味深く、拝読しました。

取り上げられたテーマについては、地球温暖化問題とプラスチック汚染問題の二つがほぼ同レベルで多数を占めました。そのほかではフードロス問題に関するものも目立ちました。

また、講義の中で取り上げた、アフリカなどでのブッシュミート問題を取り上げたものも複数ありました。講義の中ではあまり取り上げませんでしたが、SDGsに関連する課題、例えば、発展途上国のサニテーションの問題を取り上げてくれたものもあり、非常に多彩でした。ブッシュミート問題など、これまであまり耳にしたことがなかったと思われるような問題についても、感染症との関連など授業の内容をきちんと受け止めて、しっかりあしたレポートを書いてくれた人もいて、レポートを書いてくれた皆さんが、私からのメッセージをきちんと理解し、受け止めてくれた上で、いろいろ自分の頭で考えてくれたと思えるものばかりでした。

「どのような立場で」については、「総理大臣や環境大臣であったら」が目立ち、本人に伝えてやりたくなるようなものも多数ありました。一般市民からNGOのメンバー、コンビニやスーパーのオーナー、ファッションデザイナーなど非常に多彩で、それぞれにユニークな取り組みを考えてくれていました。コンビニやレストランなどバイトなどを通じて得た現場体験に基づく提案などもあり、読んでいてこちらも勉強になるものもありました。

「私が国連事務総長だったら」という思い切った想定で、取り組むべき政策を述べてくれたものもかなりの数、ありました。先進国と発展途上国の格差や責任分担、国際的な規制の必要性など、近く、国際交渉が始まるプラスチック汚染に関する国際条約の交渉関係者に提案したいような内容のものもありました。

今回、目立ったのは、「学校の先生だったら」という立場から、環境教育について多くの政策提言や具体的な提案などを報告してくれたものが、かなりの数、あったことでした。授業の中ではあまり触れなかったのにも関わらず、非常に重要な問題に目をくけてくれた人が多かったことをうれしく思います。その内容も、非常にいいものでした。環境教育の他にも、「農地の保全」や「都市緑化」など、あまり授業の中では触れなかったのだが、非常に重要な問題に目を向けたものがあり、感心させられました。

温暖化やプラスチック問題に関しては、税や課徴金、デポジット制度などいわゆる「経済的手法」の重要性を指摘すると同時に、政府による厳しい用途規制やコンビニの営業時間の規制など「規制的手法」と「経済的手法」の両方が重要であること、日本の政策が遅れていることなど、授業の中で強調したことをきちんと受け止めてくれたと感じられるものがほとんどでした。

気候変動やプラスチック汚染などの環境破壊で大きな影響をうけるのは、若い世代、次の世代の人々です。世界の若者が、強力な気候変動対策の実施を求める声を上げているのも、これ故です。今後とも、地球環境問題への関心を持って、自ら適切なChoiceを実行し、Voiceを上げていってくれるようお願いしています。

1. レポート課題

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の前文から抜粋した以下の文について、その内容を「生態系サービス」の概念を用いて具体的に論じた上で、我が国の自然環境保全に関する法制度を少なくとも一つを挙げて、その①目的、社会的役割、②法制度の仕組み、③あなたの考える課題について述べなさい。

(「生物多様性国家戦略 2012-2020」の前文からの抜粋)

「地球上の 3,000 万種とも推定される多様な生命は、誕生から約 40 億年の歴史を経て、さまざまな環境に適応して進化してきたものです。それらは、地球生態系という一つの環の中で、つながりとその相互作用の中で生きており、多様な生態系のさまざまな働きを通じて、人間も含めたすべての生命が存立する基盤が整えられているのです。

また、多様で豊かな生物は現在及び将来の人間にとって有用な価値を持つだけでなく、多様な文化を育む源泉となり、地域ごとの固有の財産として必要不可欠なものといえます。さらに、多様で健全な生態系は、安全な 飲み水や食料の確保などに寄与し、暮らしの安心・安全を支えるものとなっています。

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する、こうした重要性を踏まえ、自然の理(ことわり)に沿った自然と人とのバランスのとれた健全な関わりを社会の隅々に広げ、将来にわたり自然の恵みを得られるよう、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる必要があります。」

2. レポート講評

レポート課題の前段は、今回の講義のテーマの一つ「自然環境保全施策の社会的な意味、位置づけを考える」について、講義の中で説明した「生態系サービス」の概念を使い「具体的に」述べてもらうものです。自然環境保全のための施策がなぜあるのか、その社会的意味について、レポートの作成を通じて、もう一度考え、理解の度合いを深めてもらうことを目指したものでした。

二回の講義の範囲内でレポートが可能なものとししましたので、講義内容を理解した学生には、難しいものではなかったものと思います。提出されたレポートの多くは、講義のポイントを理解した上で書かれたものでした。しかし、残念ながら、講義内容を十分に理解することなく、記述されたと見受けられるレポートもありました。また、与えられた課題に対するレポートですから、課題で求められている要件、今回の場合は「生態系サービスの概念を用いること」、「具体的に論じること」を最低限満たしていなければなりません。そうでないものも見受けられました。テーマ、文字数だけでなく、課題で求められている要件について、一つ一つ確認し、その要件全てに応える成果品を仕上げるよう努力することが、試験に限らず、あらゆる場面で、求められた質問、課題に応える際の基本的な姿勢として、身につけておいてほしいと思います。

課題の後段では、各人が選択した自然環境保全に関する法制度についてレポートするものでしたので、さまざまな関係制度が取り上げられていました。そのなかでも、多く取り上げられたのが、「森林法」と「自然公園法(国立公園)」、そして「外来生物法」でした。

保安林制度や林地開発許可制度を規定する森林法については、森林の果たす多面的な公益的機能（土砂流出防備、水源涵養、防風防砂、風致保護等）が生態系サービスと関連づけて理解でき、関心を持ちやすい面があったかと考えます。自然環境保全史上で、森林保護制度は飛鳥時代から 1000 年以上の長い歴史があることに講義で触れましたので、その点からも印象が強かったことが、講義後の感想から伺えました。一般的には、自然環境保全施策として位置づけられることが少ない森林法について、関心を持ってもらうことができたのは、良かったと思いますが、一方で、今回の講義では時間の関係で、森林法の別の大きな目的、森林の保続培養と森林生産力の増進とそれを通じた経済貢献については、触れることはできませんでした。森林の保全を通じての「生態系サービス」の基盤、調整、文化的サービスをまもる観点には講義で触れたわけでしたが、もう一つの、木材供給等の供給サービスの持続性を確保するための、森林計画制度等の森林法の規定については触れられませんでした。同法には、そのように林木生産の場である森林を持続的に利用していくための制度という側面があり、それが直接的に経済活動に関わるものであり、その面からの課題も存在することから、生物多様性条約にいう「生物多様性の保全と持続可能な利用」の課題を内包していて、その調整を図るための制度という側面があることにも留意すべきであり、この機会に関心をさらに広げていってもらえればと考えます。

また、多くのレポートで取り上げられた自然公園法（国立公園等）は、さまざまな問題を抱えながらも、自然環境保全と持続可能な利用の両立を目指してきた一世紀余りにわたる歴史を持ち、それを考える上の重要な題材といえます。

例えば、レポートの中には、保護のための制度としては、同一制度の下で自然を害するおそれがある公園（観光）利用とを考えるとというのは制度上矛盾であって、利用は切り離し、保護に専念すべきではないかとの疑問も散見しました。

国立公園制度の講義の最初で触れたように、本法の目的の両輪「保護と利用」をどう両立するかは、100 年来の課題として明確な結論があるとはいえませんが、これを、少なくとも「施策の」課題として考える上で忘れてはいけない視点は、（この講義のテーマでもあった）何のために自然をまもるか、その社会的な役割と、それに対する社会的合意の存在、その内容程度、であると考えます。講義では、自然公園制度との対比で、利用の概念が具体的に法目的に規定されていない「自然環境保全地域」制度に言及しました。自然環境を何のためにまもるのか、生態系サービスの何をまもるのか、そのことを提示し、それに対してどれほどの社会的合意が得られるのか、が保護のための施策を考える上でも不可欠と話ししました。そして、アプリアリに「貴重な自然はまもるべき」との考え方、それだけでは、一時的に世論の支持はあったとしても、持続的に広く社会的の支持を得てこれてきたわけではなかったということを、鳴り物入りで純粋な保護地域制度として誕生した自然環境保全地域の指定が現実には伸び悩んだことで紹介したとおりです。

そして、現在、国内外で社会的に支持があると考えられるのが、保全と持続可能な利用をセットで考える概念といえます。例えば、貴重な世界的遺産を国際協力で「保護」することが本来の条約上の目的であるはずの世界遺産条約は、現実的には、世界遺産となることで観光資源としての価値がより高まることが期待さ

れ、それに対する社会的支持があつて初めて、保護についても一定の支持が得られるている側面が強いこと。あるいは、生物多様性条約は、保全を目的とするだけでは採択できず、持続可能な利用とのセットの条約となつて初めて、国際的な合意として成立しました。このように、自然環境保全施策は、その自然環境の持続可能な利用とを考えあわせることを通じて、社会的役割への理解、支持が得られるという現実があります。

外来生物法もレポートで多く取り上げられていました。この制度は国内の農林水産被害防止を図り、生態系サービスをまもることを目的に、元来その生物は原産国では生態系の一部を構成する自然（生物）でありながら、国内に移入されたことで、逆に自然へのマイナス要素として、管理、排除される対象となる点において、他の自然環境保全制度とは少し異なる性格を持つものです。このため、意図的にしろ非意図的にしろ、もともとは生物の移入という人間活動の結果で生じた悪影響を理由に、移入させられた本来自然物である生物自体をその元凶として、いわば人の都合で駆除を含めた取り扱いを行うことに對し、問題意識を持つレポートも多々ありました。

ただ、現実には、人との関係（都合）をぬきにして自然物を保護管理するような法制度は存在していません。社会制度である以上、人の都合如何で制度が存在することは、容易に理解できるかと思います。（動物の命の扱いを規定する法である「動物愛護管理法」ですら、法目的はあくまで、人間社会における生命尊重、友愛及び平和の情操のかん養することを目的とするものであつて、（動物の立場を代弁して）動物を保護する制度とはなっていません。）

「生物には罪はないのに」「もともとは人の責任なのに」という倫理的感觉は理解できないではないものの、現に被害が生じており、また、今後その被害の拡大のおそれが客観的に大きくて放置ができないという社会的な要請から、後始末的に、またこれまでの失敗を繰り返すまいとする、予防的施策ということで、ある意味、理念的というよりは、当面やむを得ない現実的な対応のための制度として捉えるべきなのかも知れません。そして、生態系サービスの持続的な享受を目的として、自然を自然の成り行きに委ねるのではなく、人が野生生物という自然物をも管理しようとする点に関しては、近年個体数の増加によって、全国で生態系被害や農林業被害を生じているシカ、イノシシの駆除、個体数管理の取り組みとも共通しています。

これらの取り組みは、古くからの人間生活のための食料や原材料を確保するため、あるいは人の生命身体財産への直接的な被害を防止するために、野生生物を捕獲、管理（駆除）するものとは、異なる次元での人為による自然環境への介入（コントロール）の試みともいえます。我々が心すべきことは、過去に、その時点の科学的知識をもとに、自然環境をコントロールしようと、よかれと思い導入した外来生物が、今では各地で大きな問題を生じているというたくさんの失敗の現実がある以上、複雑な生態系へ直接人間が関与していくことには、（現在の科学的知識に限界があることから、それを過信することなく）常に影響を把握しつつ、慎重の上にも慎重に進めるべきことが、倫理的にも今後とも留意していくべきことと考えます。

レポート課題の中心に据えた「生態系サービス」の概念は、講義で解説したとおり自然環境保全（生物多様性保全）の意味を、我々の生活や産業・経済と関係づけて整理し、その価値、役割を理解するため、発案され、使われている概念です。まだまだ自然環境保全施策は、私たちの暮らしには、縁遠いものと考えられることが多いと思います。施策を生み出すのは、国民の理解とそれに基づく意思、社会の合意であるとするれば、自然環境保全を自分たちの生活と関係深いものとして、理解する上で「生態系サービス」の概念と、それによる自然環境保全施策の役割の整理、具体化、それらの経済的な価値の評価をし、また可視化をしていく手法は、現在の社会経済システムの中に関連付けを試み、社会経済的に位置づけしやすいという意味で、有効なツールと考えられています。

一方で、講義の最後にお話ししましたが、そもそも健全な自然環境の存在こそが、人が人として生活する上で生理的、心理的、文化的に豊かさを実感できる根源的で不可欠な前提条件と考えることもできます。上で述べてきたとおり、自然環境の機能の一部を生態系サービスとして分解し、貨幣換算することで、その価値について経済的に評価し、それに見合うコストとしての自然環境保全施策を考えることによって、自然環境保全に関する社会的な合意や負担を求めようとするアプローチは、現在、国内外で主流となつてはいるのですが、それは、あくまで当面の現実的な対応であると理解しておくべきものではないかと私は考えています。社会が将来目指すべき真に豊かな社会とは何かを考えたとき、また、国民個々にとって目指すべき豊かな生活とは何かを考えたとき、より本質的であるものは、さらなる経済的な豊かさであるのか、単なる便利さなのか、あるいは、私たちを取り巻く豊かな自然環境とそれによって育まれた文化なのか、は自ずと明らかではないかと私は思います。そのような中で自然環境保全の果たすべき本質的意味を考えてみることから、施策のあり方を考えてみることも、本来、大切なことであると思います。

各人にとって将来の豊かな生活とはどのようなものなのか、その中で健全な自然環境の存在は、必要なのか、あるいは必要ないのか、一度、短期的な経済的得失を離れて考えてみていただくと、自然環境保全施策の長期的社会的意味について、より深く考察できるのではないかと思います。

本講義の内容は、自然環境保全施策をテーマに、施策の社会的役割を整理、考察してみたわけですが、他の全ての施策にも共通する、「社会にとっての法制度の役割を国民、社会の利益と具体につなげて考える」ことの一つの例です。今後、同様のアプローチで、他の法律や施策についても、それぞれの施策の意味をより深く考察でする上での手がかりとして、活かしていただければと思います。

(環境政策論Ⅰ 担当講師 神田修二)